

秋田県フードシェアリングサービス事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品関連事業者の商慣習等により、納品期限や販売期限を過ぎた食品の多くが賞味期限前や消費期限前に廃棄されている実態を踏まえ、食品ロスになる可能性がある食品と消費者ニーズを結びつける手段を用いて食品ロス削減に取り組むサービス（以下「フードシェアリングサービス」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）を秋田県（以下「県」という。）が登録し、紹介することにより、県民及び県内食品関連事業者のフードシェアリングサービスの活用を促し、県内の食品ロス削減を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、食品関連事業者とは、生産者・生産者団体、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者などのフードサプライチェーンに関係する事業者をいう。

2 この要綱において、登録事業者とは、県が登録したフードシェアリングサービス事業者をいう。

(取組)

第3条 県及び登録事業者は次に掲げる取組を実施する。

(1) 県

- ① ウェブサイト、SNSその他の広報、イベント等における登録事業者の取組内容の紹介
- ② 県内食品関連事業者や市町村への登録事業者の取組内容についての情報提供
- ③ 本制度の実施に関する登録事業者との調整

(2) 登録事業者

- ① 県民及び県内食品関連事業者に対する広報及び普及啓発
- ② 県内食品関連事業者からの積極的な食品の受入
- ③ 県の食品ロス削減に係る取組への協力
- ④ 県が取組を実施するために必要なデータや資料（県内における実績を含む）の提供

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）を県に提出する。

2 申請者の登録に係る費用は無料とする。

(登録の実施)

第5条 県は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、次条に規定する登録事業者の要件に一致しない場合を除くほか、申請者を登録し、登録申請書の内容に基づき、県ウェブサイト等に掲載して公表する。

2 登録の有効期間は、登録日に関わらず、令和9年3月31日とする。

(登録事業者の要件)

第6条 登録事業者は、県内でフードシェアリングサービスを提供している事業者、又は既に県外でフードシェアリングサービスを提供しており、今後県内での展開を予定している事業者のうち、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (3) フードシェアリングサービスを提供している実態がない者
- (4) 過去に公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った者

(登録事項の変更)

第7条 登録事業者は、登録申請書の内容に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書（様式第2号）を県に提出する。

2 前項の変更の内容については、県ウェブサイト等に掲載して公表する。

(登録の取下げ)

第8条 登録事業者は、登録の取下げをしようとするときは、速やかに登録取下届出書（様式第3号）を県に提出する。

2 県は、前項の届出書が提出されたときは、当該登録事業者の登録を直ちに県ウェブサイト等から削除する。

(登録の取消し)

第9条 県は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が解散したとき又はフードシェアリング事業を廃止したとき
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) 県と登録事業者との間で、電話や電子メール等による連絡が取れなくなつて、1年を超えたとき
- (4) 虚偽又は不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (5) その他登録事業者として適当ではないと県が判断したとき

(守秘義務)

第10条 県及び登録事業者は、本制度により相手方から提出された情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩し、若しくは第1条に掲げる目的以外で使用してはならない。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第11条 県及び登録事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

(事務の所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、秋田県生活環境部温暖化対策課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、秋田県フードシェアリングサービス事業者登録制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。